

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記中1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、令和5年度、6年度及び7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 委託業務と同程度の研修会開催に関して十分な実績を有し、入札参加資格確認申請書（様式1－1）（以下「申請書」という。）の提出により、適切かつ確実に委託業務が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること（申請書の提出先及び受領期限等は別記中4のとおり）。
証明に当たっては、過去の類似研修会等の開催実績を証明する関係書類（契約書等）を提示するなど、明確な方法によること。
- (4) 申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 当該研修会開催業務専門の担当職員を定め、当該職員を連絡員として常時活動させることができること。
- (6) 児童生徒及び教職員等を対象とした英会話教室や研修会等の運営実績を有すること。

3 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、令和7年度英語コミュニケーション能力強化のための英語授業力強化研修会（小学校）開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）、委託契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、当該入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書を、持参により提出するものとする。郵送、電報、ファクシミリ、テレックス、テレコピー、電子媒体その他の方法による提出は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (6) 入札金額は、業務実施に係る一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、委託料の前金払及び部分払の有無並びに支払回数等の契約条件を委託契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (8) 入札公告等により申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (9) 入札書の提出場所及び受領期限は別記中2のとおり。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書（様式1-2）を使用することができる（別紙「記載例・記入の注意事項」を熟覧しておくこと）。
 - ア 業務の名称
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (11) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (12) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (13) 入札書は、封入の上、提出すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は、認めない。

4 開札

- (1) 開札の日時及び場所は別記中2(2)のとおり。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札に立会う。また、入札会場には、入札執行事務に係るのある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、他の者は入室できない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場から退出することができない。
- (4) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (5) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について、他の入札参加者の代理人となることはできない。

- (6) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、2回を限度として、直ちに再度の入札を行い、全3回で落札しない場合は、2回を限度として見積書（様式1－4）を徴する。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人が、開札に立ち会わずに開封された入札書
- (2) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が提出した入札書
- (3) 入札参加者又はその代理人が提出した2以上の入札書（関与した全ての入札が無効）
- (4) 入札参加者が、他の入札参加者の代理をして提出した入札書（関与した全ての入札が無効）
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 入札書の入札金額を訂正した入札書
- (7) 入札金額以外を訂正した入札書において、適正な訂正印のない入札書
- (8) 記名、押印その他必要な記載事項を確認できない入札書
- (9) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (10) 業務の名称に重大な誤りのある入札書
- (11) 代理入札において、必要な手続要件を備えずに提出した入札書
代理入札における注意事項を、入札書及び委任状について、それぞれ別紙「記載例・記入の注意事項（代理人の場合）」に取りまとめたので、熟覧しておくこと。
（参考）代理入札において、よく見られる無効の例
ア 代理入札であるにも関わらず、入札参加者本人による入札書を厳封して持参したとき。
イ 入札書に代理人氏名の記載がないとき。
ウ 代理人の印影が、入札書と委任状で異なっているとき。
エ 入札書に代理人の印がないとき。
オ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき（意思表示者が不明）。
カ 代理人の印がシャチハタ印であるとき。 など
- (12) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (13) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書
- (15) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (16) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札

者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 入札参加者及びその代理人は、入札後、会計規則、仕様書、委託契約書（案）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。
- (6) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに、知事が、その送付を受けて、押印するものとする。落札者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (7) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

7 契約条項

委託契約書（案）のとおり。

8 入札保証金

別添「入札(契約)保証金について」のとおり。

9 契約保証金（※落札者のみ）

別添「入札(契約)保証金について」のとおり。

10 入札参加に関する確認事項及び入札参加者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた業務体制及び技術上の要件等について開札日の前日までに、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 資格審査に関する事項

2(1)の資格審査に関する事項の照会先及び製造の請負等に係る競争入札の参加者への資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話089-912-2156

12 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件委託業務の入札又は契約に関して要した費用については、全て当該者が、負担するものとする。
- (2) 本件委託業務に関しての照会先は、別記中3のとおり。

別 記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度英語コミュニケーション能力強化のための英語授業力強化研修会（小学校）開催業務

(2) 委託業務名及び数量

令和 7 年度英語コミュニケーション能力強化のための英語授業力強化研修会（小学校）開催業務一式

(3) 委託業務の内容等

別添仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

(5) 委託業務に係る教材等の納入場所

松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課

(6) 入札方法

入札金額は、教材作成業務に係る総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の提出等

(1) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所に持参して提出すること。

(2) 開札の日時及び場所

日時 令和 7 年 7 月 16 日（水）午前 9 時 30 分

場所 愛媛県庁第一別 10 階教育委員室

3 仕様書等に係る照会先

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課教育指導グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 089-912-2943

4 入札参加資格確認申請書の提出先及び受領期限等

(1) 提出先及び提出方法等

上記 3 の場所に持参又は郵送（期限必着）にて提出すること。

(2) 受領期限

令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時 15 分

(3) 様式等

入札参加資格確認申請書（様式 1 - 1）（作成例を含む）を参考に作成すること。